

朝来市観光における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

朝 来 市

令和2年7月21日 第1版

概要

- | | | |
|---|--------------------------|-----------|
| 1 | 共通事項（お客様用および店舗・従業員用） | P. 1 |
| 2 | 屋外における感染防止（お客様用） | P. 2 |
| | （1）共通事項（屋外・お客様用） | |
| | （2）登山、まちなか散策等 | |
| | （3）キャンプ | |
| 3 | 建物・設備における感染防止（お客様用） | P. 3 |
| | （1）共通事項（屋内・お客様用） | |
| | （2）宿泊施設 | |
| | （3）物産店 | |
| | （4）飲食店 | |
| | （5）温泉施設 | |
| 4 | 店舗・従業員等が行う感染防止（店舗・従業員用） | P. 4～P. 6 |
| | （1）共通事項（店舗・従業員） | |
| | （2）宿泊施設 | |
| | （3）物産店 | |
| | （4）飲食店 | |
| | （5）温泉施設 | |
| | （6）商業施設・観光文化施設 | |
| | （7）体験コーナー等 | |
| 5 | 感染が疑われる、または感染者が発生したときの対応 | P. 7 |
| | （1）来訪者・参加者 | |
| | （2）従業員 | |
| 6 | 新型コロナウイルス感染症についてのお問い合わせ先 | P. 7 |

1 共通事項（お客様用および店舗・従業員用）

- ・ 発熱やけん怠感などの症状があるときは観光を控えましょう。
- ・ 三密（密集、密接、密閉）がそろう場所を避けましょう。
- ・ 換気を行いましょう。
- ・ 手洗いや手指消毒を徹底しましょう。
- ・ マスクや手袋を活用しましょう。（熱中症のリスクを避けるため、夏季の気温・湿度の高い中や、負荷のかかる作業をするときは、周囲との距離を十分とった上で、適宜マスクを外して休憩しましょう。）
- ・ タオルやハンカチの共用はしないようにしましょう。
- ・ マスクがない場合は、咳エチケットに留意しましょう。
- ・ 人と人との距離を適度に保ちましょう。（最低1 m～、できれば2 m程度）
- ・ 大声での発声、近距離での会話を避けましょう。
- ・ トイレを使用するときには、不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふた、水洗レバー等）に留意しましょう。感染リスクが比較的高いと考えられます。
- ・ トイレは、ふたを閉めて汚物を流しましょう。
- ・ ゴミは袋に包んで廃棄しましょう。（特に鼻水や唾液が付いたもの）
- ・ 帰宅時には、必ず手洗い、うがい、洗顔等をしましょう。

2 屋外における感染防止（お客様用）

（1）共通事項（屋外・お客様用）

- ・ 感染防止に向けて、マスク、アルコール手指消毒剤、ティッシュ、ビニール袋等を準備しましょう。

（2）登山、まちなか散策等

① 出発前

- ・ 体調がよくない場合は、登山を見合わせましょう。
- ・ 余裕のある登山計画を立てましょう。
- ・ グループ登山はできるだけ少人数グループで行きましょう。

② 登山・下山時等

- ・ 歩行時は、前後の人との適度な距離（間隔）をとり、密な状態とならないようにしましょう。
- ・ 歩行中、つばやたんを吐くことはやめましょう。
- ・ 渋滞を避けるため、通行は譲り合いましょう。
- ・ 声を出してのあいさつは控えましょう。

③ 休憩時

- ・ 飲食前、トイレ使用後の手洗いが難しい場合は、アルコール等で手指消毒を行いましょう。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、各自が持ち帰りましょう。

④ トイレ使用時

- ・ トイレ使用后、手指や触れた箇所を消毒しましょう。
- ・ 携帯トイレの使用時は、使用方法をよく確認し、適切に使用しましょう。

（3）キャンプ

① キャンプ前

- ・ 感染者が発生した場合、利用者への周知や保健所による聴き取り等が必要となることから、利用者全員の名簿（氏名、年齢、住所及び電話番号等の事項を記載）をキャンプ場の管理者へ提出してください。

② キャンプ中

- ・ 発熱など体調が悪い場合は、速やかに施設管理者へ知らせましょう。

③ キャンプ後

- ・ 感染予防のため、ゴミは必ずお持ち帰りください。

3 建物・設備における感染防止（お客様用）

（1）共通事項（屋内・お客様用）

- ・ 消毒液を使用しましょう。
- ・ 現金等の受け渡しは、できるだけ手渡しでなくコイントレー等で行いましょう。
- ・ 手洗い場のハンドドライヤーや共通のタオルを使わないようにしましょう。

（2）宿泊施設

① 旅行前の準備

- ・ 旅行前に体調不良の場合は、旅行を控えましょう。

② 宿泊時

- ・ 一定時間ごとに部屋の窓を開けて換気を行いましょう。
- ・ 発熱または呼吸器症状の発症時には、施設に申し出てください。

③ 食事

- ・ お酌や回し飲みは控えましょう。

④ その他

- ・ 保健所等から名簿の照会があった場合はご協力をお願いします。

（3）物産店

- ・ 可能な限り購入しない商品への接触は避けてください。

（4）飲食店

- ・ テーブルは、適切な間隔を空けて横並びで座るなど配席を工夫し、カウンター席では密着しないように適度なスペースを空けましょう。
- ・ 個室を使用する場合は、特に十分な換気を行いましょう。
- ・ 多人数が集合しての座敷席等での使用は控えましょう。
- ・ 飛沫感染予防のため、会話はできるだけ大きくならないように配慮しましょう。
- ・ 混雑を避けるため、事前に電話で確認を行いましょう。

（5）温泉施設

- ・ 浴槽や洗い場において、人と人との十分な距離をとって入浴しましょう。

4 店舗が行う感染防止（店舗・従業員用）

（1）共通（店舗・従業員）

① 施設からの予防対策

- ・ 施設の入出口や個室の前には、消毒液の設置を行いましょう。
- ・ 施設内備品等の清掃・消毒を徹底しましょう。
- ・ できれば、非接触型検温具などを活用しながら、来訪客の体調を管理できるようにしましょう。
- ・ フロントデスク、レジ、受付など人と対面する場所は距離を保つ、または透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止しましょう。
- ・ レジでの対面の接客時間を削減するために、キャッシュレス決済の利用・導入を促進しましょう。
- ・ 入店時等において、フロアマーカの設置等の工夫を行いながら、来場者同士の距離を確保しましょう。
- ・ 現金等の受け渡しは、手渡しでなくコイントレー等で行いましょう。
- ・ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗いましょう。
- ・ トイレ施設の不特定が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行いましょう。便器内は、通常の清掃で構いません。また、トイレの蓋をして汚物をしっかり流してもらるように表示しましょう。
- ・ ゴミを回収する人は、必ずマスクや手袋を着用し、感染予防を行いましょう。
- ・ 鼻水、唾液等がついたゴミは、ビニール袋を入れて密封して廃棄しましょう。
- ・ 手洗い場のハンドドライヤーは使用を止め、タオルの共用はせず、ペーパータオルを置くか、使い捨ておしぼり等を置くようにしましょう。
- ・ BGMなどもできるだけ小さく設定を行い、お客様が大声の会話になってしまわないように配慮しましょう。

② 職員の体調管理等

- ・ 体調管理チェックシートを導入しましょう。（任意様式）
- ・ 健康管理を徹底し、37.5℃以上の発熱がある場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すよう努めてください。
- ・ 業務中には30秒以上の時間をかけた手洗いや手指消毒をこまめに行いましょう。
- ・ 入退出の前後には、手指消毒を必ず行いましょう。
- ・ バックヤードにおいて、従業員の手に触れる機会の多いもの、職員の出入りが多い場所などの清掃消毒の徹底、またそれらを促す掲示物を設置しましょう。
- ・ 休憩スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、常に換気をしましょう。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯しましょう。
- ・ 雇用主は常に最新情報を入手し、従業員に周知してください。

（2）宿泊施設

- ・ 宿泊客の入換えのタイミングで、使用する物品などの消毒を行いましょう。
- ・ 宿泊客から体温計の貸出を求められた場合は、消毒のうえ貸与し、返却後も消毒を

行いましょう。

- ・ 連泊のときは、宿泊客からの要望により清掃頻度を変更しましょう。
- ・ 鍋料理や刺身盛り等は一人用に極力変更し、従業員が取り分ける、下膳と同時に料理提供をしないようにして感染を防止しましょう。
- ・ ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収し、トング類を共用しないようにしましょう。
- ・ 送迎車がある場合は、一度に乗る人数を制限してください。また、運転席と後部座席の間に仕切りを設けるなど、車内での感染防止に努めましょう。

(3) 物産店

- ・ 据え置き型の試食サービスは、従業員からの手渡しの試食サービスへ切り替え、もしくは廃止の検討を行いましょう。
- ・ 通常の清掃に加え、コイントレー、買い物カゴ、商品見本、扉の取っ手等、来訪者や従業員が頻繁に手に触れる部分はこまめな消毒を行いましょう。
- ・ 商品の陳列等の工夫により、局所的な混雑緩和や接触機会の削減を行いましょう。
- ・ 来訪者が自ら取り分ける販売方法については、極力パック・袋詰め販売に変更しましょう。

(4) 飲食店

① 飲食店共通

- ・ 食器類からの接触感染、配膳の段階で飛沫感染にリスクを抑えるため、マスクの着用や頻繁な消毒等を行いましょう。
- ・ 順番待ちが店外に及ぶときは、従業員が間隔を保つように誘導したり、整理券の発行等を行うことにより行列を作らない方法を工夫しましょう。
- ・ テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けて横並びで座れるようになど配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けましょう。
- ・ 個室を使用する場合は、十分な換気を行いましょう。
- ・ 混雑を避けるため、可能であれば予約制を取り入れましょう。

② 注文を受けるとき

- ・ 店員が注文をテーブルで受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保ちましょう。また、カウンターで注文を受けるときは、お客様の正面に立たないように注意しましょう。

③ テイクアウトサービス

- ・ テイクアウトを実施している店舗では、お客様の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受けるなどの仕組みを検討しましょう。
- ・ テイクアウト客と店内飲食客の導線を区別し、できるだけ接触を避けるように工夫しましょう。

④ 店内の清掃・衛生管理

- ・ 店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行いましょう。
- ・ 卓上には原則として、調味料・冷水ポット等を置かないようにしまししょう。撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わる都度清拭消毒や用具の交換を行いましょう。
- ・ ビュッフェ、サラダバー、ドリンクバーは、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護しまししょう。
- ・ 従業員は、店内の一か所にお客様が集まらないように留意しまししょう。

(5) 温泉施設

- ・ 脱衣室、浴室、休憩室、ロビーにおいて、窓を可能な限り開放し、換気を行いましょう。
- ・ 脱衣室等において、人と人との十分な距離を確保するための工夫を行いましょう。
- ・ アメニティ（飲用水設備、体重計、ドライヤー、くし、オイル等）のこまめな消毒を行いましょう。
- ・ 浴槽水等の消毒を徹底しまししょう。

(6) 商業施設・観光文化施設

- ・ 入場制限や座席数制限を行うなど、密の状態が起こらないように工夫しまししょう。
- ・ 人が溜まる場所は、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、適切な間隔を空けるように座席等の配置を工夫しまししょう。
- ・ 共用で使用する物品のこまめな消毒を行いましょう。

(7) 体験コーナー

① 創作体験等について

- ・ 対面で指導を行うときは、透明ビニールシート・アクリル板などで利用者との間を遮蔽することに努めまししょう。
- ・ 不特定多数が共用して備品を使用する場合は、多数の人が触れる箇所はこまめに清拭消毒を行いましょう。

② 観光ガイド等

- ・ 利用者との距離を2 m以上取り、マイクを使うなどしながら案内を行い、飛沫感染予防に努めまししょう。
- ・ 終了時は、利用者およびガイド双方とも手洗い、うがい、洗顔等を行うようにしまししょう。

5 感染が疑われる、または感染者が発生したときの対応

(1) 来訪者・参加者

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、または発熱及び呼吸器症状が出ている場合
 - ・ 別室で待機してもらいましょう。
 - ・ マスク着用をお願いしましょう。
 - ・ あらかじめ保健所への連絡係（施設責任者・イベント責任者等）を決めておき、連絡係から保健所に連絡を行い、その指示に従ってください。
- ② PCR 検査で陽性が判明した場合
 - ・ 来訪者が陽性との連絡があった場合、来訪者とそのときの濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従ってください。
- ③ 感染者が使用したサービス品（客席、座席等）の消毒
 - ・ 新型コロナウイルスはプラスチックやステンレス上で最長で3日程度生存することから、しっかり換気と消毒を行いましょう。

(2) 従業員

- ① 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、または発熱及び呼吸器症状が出ている場合
 - ・ 施設責任者は、従業員に出勤を控えるように伝え、保健所に相談してください。
 - ・ 施設責任者は、過去2週間の行動を把握してください。
 - ・ 自宅待機後に、施設責任者は復帰判断を行ってください。
- ② PCR 検査で陽性となった場合
 - ・ 従業員は、保健所の指示に従い入院または自宅待機等を行います。
 - ・ 施設責任者は、濃厚接触者を把握し、保健所の指示に従ってください。

6 新型コロナウイルス感染症についてのお問い合わせ先

(1) 新型コロナ健康相談コールセンター（予防・検査・医療に関する相談）

電話：078-362-9980 FAX：078-362-9874

受付時間：午前9時～午後8時（土曜、日曜、祝日を含む）

(2) 帰国者・接触者相談センター（朝来健康福祉事務所）

電話：079-672-0555 FAX：079-672-5992

受付時間：午前9時～午後5時30分（平日のみ）

(3) 厚生労働省電話相談窓口

電話：0120-565-653（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時～午後9時（土曜、日曜、祝日も実施）

※注意事項

当ガイドラインの情報は、作成当時の情報に基づいています。

当ガイドラインは、観光事業者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を
用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。また、ガイドライン
に起因して生じた損害について、責任を負いかねますのでご了承ください。

※参考

- ・ 業種ごとの感染症拡大予防ガイドライン（兵庫県）
- ・ 小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（オール日本スーパーマーケット協会など）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく 外食業の事業継続のためのガイドライン（一般社団法人 日本フードサービス協会など）
- ・ 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）（日本旅館協会）
- ・ オートキャンプ場における新型コロナウイルス対応ガイドライン（一般社団法人 日本オートキャンプ協会）
- ・ 温泉施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）（一般社団法人 日本温泉協会）
- ・ 政府の緊急事態宣言全面解除を受けて山岳スポーツ愛好者の皆様へ（山岳四団体）

発行元

朝来市産業振興部観光交流課

〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1